Ⅱ 査読論文

退職給付会計における会計観の変容および公正価 値会計の適切性に対する考察

一日本基準と IAS 第 19 号を中心に一

苗 馨 允 相山女学園大学

要旨

「金融ビッグバン」に伴う情報開示強化の要請,および国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスに応じて,日本では,退職給付会計の新設 および大幅な改正が行われてきた。本研究では,日本における退職給付会計の主な規制変更,および基礎にある考え方の変容を明らかにする。そして,現行の日本基準と国際会計基準 (IAS) 第 19 号との間の主な差異,および その背後にある会計観の違いを明らかにする。

1998 年に公表された「退職給付に係る会計基準」では、遅延認識、平準化、および費用収益対応の原則を重要視し、歴史的原価会計に基礎を置いていたと思われる。それに対して、2012 年に公表された「退職給付に関する会計基準」では、数理計算上の差異を即時的かつ全面的に財務諸表上に認識するなどの点から、公正価値会計思考が取り入れられたと思われる。かかる会計観の転換にもかかわらず、現行の日本基準では、歴史的原価会計思考をより重視する傾向にあるのに対して、IAS 第 19 号では、公正価値会計とより整合的な諸概念に重きを置いている。

公正価値会計が退職給付取引にとって最善の解決策であることは自明ではない。そこで、Nissim and Penman [2008] (訳書 [2012]) が提唱した五原則―一対一の原則、資産・負債対応の原則、情報保存の原則、無裁定見積りの原則、および正しい調整の原則―に照らして、退職給付取引に対して公正価値会計の適切性を考察する。かかる分析の結果は、五原則のいずれも満たされていないことを示している。この結果から、公正価値会計を重視する退職給付会計は株主向けの報告目的を十分に果たすことは保証できない。一方、歴史的原価会計はその目的を達成する上で必要な機能を果たしている可能性がある。

(2022年12月4日審査受付 2023年6月20日掲載決定)

I はじめに

1996 年に始まった「金融ビッグバン」に伴う情報開示強化の要請、および 2005 年以降進んできた国際財務報告基準 (IFRS) 心とのコンバージェンスの一環として、退職給付会計は新設 (1998 年)、および大幅な改正 (2012 年)が行われてきた。本研究では、日本における退職給付会計の主な規制変更、および基礎にある考え方の変容を明らかにする。特に、国際会計基準 (IAS) 第 19 号とのコンバージェンスを図るために、2012 年に公表された改正基準に焦点を合わせ、現行の日本基準と IAS 第 19 号との主な差異、およびその背後にある会計観の違いを明らかにする。

1998 年に「退職給付に係る会計基準」が公 表されるまでに、退職給付に係る負債と費用の 認識・測定に関する実務は、主に法人税法に従 って行われていた(今福[2000], 13頁)。「退 職給付に係る会計基準」では、発生主義による 認識の徹底、予測給付債務概念の採用②、割引 現在価値思考の全面適用,および不確実性に伴 うリスク (数理計算上の差異) の部分認識など の変更が行われ, 従前の税法基準の実務と比べ て,退職給付会計は大幅に変容してきた(角ヶ 谷 [2009], 177-178 頁, 183 頁; 今福 [2000], 41-42 頁)。これらの変更によって、認識・測 定の精緻化が図られたが, 「退職給付に係る会 計基準」は、歴史的原価会計(3)に基礎を置いて いた点から、パラダイム転換ではなく、発展の 過程にあったものと解される(角ヶ谷[2005])。

IFRS とのコンバージェンスを図るために, 企業会計基準委員会 (ASBJ) は「退職給付に 係る会計基準」の改正を行い,2012 年に「退 職給付に関する会計基準」および「退職給付に 関する会計基準の適用指針」を公表するに至っ た。新基準では、費用の認識・測定だけではなく、退職給付に係る負債(または資産)の認識・測定にも重点を置いており、また数理計算上の差異を即時に負債とその他の包括利益に含めて報告することによって、退職給付に伴う経済的リスクを全面的に財務諸表に反映させるようになった。かかる改正によって公正価値会計思考が取り入れられたと解釈することができる(4)。

「退職給付に関する会計基準」の公表によって、日本基準と IAS 第 19 号との差異は大幅に縮小したと思われる。にもかかわらず、日本基準は、IAS 第 19 号に比べて、伝統的(歴史的原価会計とより整合的な)会計諸概念をより重視する傾向にある。例えば、その他の包括利益に計上された数理計算上の差異の純損益へのリサイクリング処理、期待運用収益、および(割引率など基礎率の見直しにあたっての)重要性基準など、IAS 第 19 号で禁じられている平準化思考に基づいた処理が、採用または容認されている。

退職給付会計の変遷から見られるように、会計基準は公正価値会計に傾斜しつつある。ただし、はたして公正価値会計は退職給付取引にとって最善の解決策であるのか、また如何なる理由で、公正価値会計は、退職給付取引に適合するあるいは相容れないなのか、については十分解明されているわけではない。そこで、Nissimand Penman [2008] (訳書 [2012]) が提示した、厳格に公正価値会計を適用するために満たすべき五原則―一対一の原則、資産・負債対応の原則、情報保存の原則、無裁定見積りの原則、および正しい調整の原則―に照らして、退職給付会計における公正価値会計の適切性を考察する。

Ⅱ 日本における退職給付会計の 変遷

「退職給付に係る会計基準」の 公表

1998 年に「退職給付に係る会計基準」が公表されるまでに、実務上、退職給付に係る負債と費用の認識・測定は、主に法人税法の定めに従って行われていた。具体的には、(退職一時金の支給に充てるための)内部積立の場合には、法人税法で定められる「累積限度額」(期末要支給額の40%)(5)に達するまで退職給与引当金勘定を用いて負債を認識し、引当金への繰入額を費用として計上していた。また、(退職年金の支給に充てるための)外部積立の場合には、事業主が負担する掛金を費用として計上していた(今福[2000]、13·14頁、69頁;角ヶ谷[2009]、176頁)。

1996 年に始まった「金融ビッグバン」を背 景に,退職給付会計に対して,統一した会計処 理を定める基準の整備、および積立不足のオン バランスは急務とされていた(今福[1998], 115-116 頁)。それに応じて、企業会計審議会 (BAC) は1998年に「退職給付に係る会計基 準」(以下,1998年基準と略す)を公表した。 1998 年基準では、退職給付会計は従前の税法 基準より離れ,大幅に変容してきた。具体的に は,税法限度額基準に代えて,発生主義(労働 役務の費消)に基づいて、退職給付に係る負債 と費用は認識されるようになった(角ヶ谷 [2009], 176-177頁)。退職給付債務の評価に は,発生主義とより整合的な予測給付債務概念 が導入され、また割引現在価値思考が全面的に 導入されるようになった (角ヶ谷 [2009], 177 頁)。さらに、予測と実績との乖離および見積 数値の変更から生じた退職給付債務と年金資 産の変動(数理計算上の差異)については、一

定の期間にわたって規則的に貸借対照表と損益計算書に認識されること(BAC [1998a], $\Xi \cdot 2$ (4))によって、退職給付に係る負債(または資産)の測定に内在する不確実性に伴うリスクは、段階的かつ部分的に認識されるようになった(角ヶ谷 [2009]、183 頁)。

1998 年基準では,歴史的原価会計とより整合的な会計処理が多く採用されていた。例えば,重要性基準の採用によって確定給付制度から生じた利得と損失(数理計算上の差異)(6)の遅延認識(7)が容認されること,期待収益率の適用によって年金資産の価値変動の一部が損益計算書上に遅延認識されること(8),過去勤務費用と数理計算上の差異が系統的かつ段階的に財務諸表上に認識されることが挙げられる。このように,1998 年基準は,依然として費用配分,平準化,および費用収益対応などの伝統的(歴史的原価会計とより整合的な)会計諸概念を強調する点から,従前の実務の延長線上に位置付けられ,「進化の過程」にあったと思われる(角ヶ谷[2005])。

2. 「退職給付に関する会計基準」 の公表

歴史的原価会計に基礎を置いていた退職給付会計は、確定給付制度の積立状態を的確に表すことができず、さらに貸借対照表における負債(または資産)の認識をゆがめる可能性があるため、しばしば批判の的となっていた(9)(角ヶ谷[2005];IASB[2008]、para.1.1)。そこで、国際会計基準委員会(IASB)は、主に確定給付制度から生じた利得と損失の認識・表示の改善を図るための改正を行い、2011年に改正後の基準を公表した(IASB[2011])。主な改正としては、数理計算上の差異の遅延認識(回廊アプローチ)が廃止されること、退職給付に係る負債(または資産)の再測定(10)が発生

時に負債(または資産)とその他の包括利益として認識されること、期待収益率の適用が禁じられること、また過去勤務費用が即時に純損益として認識されることが挙げられる(11)(IASB [2011])。以下、区別するために、2011年改正前後の基準をそれぞれ改正前IAS第19号とIAS第19号と称する。

IFRS とのコンバージェンスを図るために、 ASBJ は 1998 年基準の改正を行い, 2012 年に 「退職給付に関する会計基準」(以下,2012年 基準と略す) および「退職給付に関する会計基 準の適用指針」を公表するに至った。新基準で は、以下に列挙される主な改正が行われた(12)。 第一に, 数理計算上の差異および過去勤務費用 については、改正前の遅延認識が廃止され、発 生時に負債(または資産)およびその他の包括 利益として即時認識することが求められるよ うになった。第二に、退職給付見込額の期間帰 属について、IAS 第 19 号で求められる給付算 定式基準が導入され,期間定額基準と給付算定 式基準の選択適用が認められるようになった。 第三に、割引率決定にあたって、改正前は、原 則として退職給付の見込支払日までの平均期 間(13)の債券の利回りが基礎とされていたが、改 正後は、時期や金額が異なる支払から構成され る退職給付に対して, 支払ごとの見込支払期間 を反映させた割引率の利用が求められるよう

になった(14)。第四に、退職給付見込額の算定にあたって、(不確実なものも含む)予想昇給を考慮することが要請され、測定に関する確実性要件が緩和されるようになった。かかる改正によって、日本基準と IAS 第 19 号との差異は大幅に縮まることになった。

2012 年基準では、資産・負債の認識・測定を重要視する点や、数理計算上の差異など不確実性に伴うリスクを財務諸表上に即時的かつ全面的に反映させる点から、公正価値会計の考え方は導入されたといえる(Napier [2009];角ヶ谷「2009], 185頁)。

2012年基準の公表によって、日本基準とIAS 第 19 号とのコンバージェンスが達成されたと思われる。にもかかわらず、IAS 第 19 号はより公正価値会計に重きを置くのに対して、日本基準は比較的に、歴史的原価会計とより整合的な会計処理を重要視する傾向にあるため、両会計基準の基礎にある会計観には、相違が存在している。この相違によって、2012年基準では、IAS 第 19 号で極力に排除しようとする考え方、例えば、費用配分や平準化思考(リサイクリング処理(15)、期間定額基準(16)、長期期待運用収益、重要性基準など)、が採用されている。表 1 は、日本基準の主な改正、および 2012

年基準と IAS 第19号との主な差異を示したも

表 1 日本基準の主な改正および IAS 第 19 号との主な差異^{注1}

	1998 年基準	2012 年基準	2012 年基準と IAS 第 19 号との比較		
貸借対照表					
過去勤務 費用	・平均残存勤務期間以内の期間に わたって負債 (または資産) が認識 される (BAC [1998a], 三・2 (4))	・発生した期間に負債(または 資産)が認識される ^{注 2} (ASBJ [2016], 25 項)	・重要な差異はない(IASB [2020c], para.103)		
数理計算上の差異	・平均残存勤務期間以内の期間にわたって負債(または資産)が認識される(BAC [1998a], 三・2(4))・退職給付債務に重要な変動が生じない限り,数理計算上の差異を認識しないことができる(重要性基準) ^{注3} (BAC [1998b],注 10;JICPA [2009], 18項)	・発生した期間に負債(または 資産)が認識される(ASBJ [2016], 24項) ・同左(ASBJ [2016], 注8)	 ・重要な差異はない(IASB [2020c], para.57) ・重要性基準(または回廊アプローチ)^{注4}が認められない(IASB [2020c], para.BC67) 		
退職給付 見込額の 期間帰属	・原則として期間定額基準が求められる (BAC [1998a], 二・2 (3))	・期間定額基準と給付算定式基 準の選択適用が認められる(ASBJ [2016], 19項)	・給付算定式基準のみが認 められる (IASB [2020c], para.70)		
割引率	・割引率決定注5にあたっては、原 則として退職給付の見込支払日ま での平均期間の債券の利回りが基 礎とされる(JICPA [2009], 11 項)	・時期や金額が異なる支払から 構成される退職給付に対して, 支払ごとの見込支払期間を反映 させた割引率の利用が求められ る(ASBJ [2015], 24項)	・重要な差異はない(IASB [2020c], para.85)		
昇給の見 積り	・確実に見込まれる昇給のみが含 まれる(BAC [1998b], 注 3)。	・左記の確実性要件は求められない(ASBJ [2016], 注 5, 57 項)	・重要な差異はない(IASB [2020c], para.90)		
損益計算書			_		
(純損益 に計上さ れる) 産 金資 係る収益	・期待運用収益率を用いて算定される (BAC [1998a], 三・2 (3))	・同左(ASBJ [2016], 23項)	・(数理計算上の) 割引率 を用いて算定される(IASB [2020c], para.125)		
数理計算 上の差異 に係る費 用処理	・原則として,平均残存勤務期間 以内の一定の年数で按分した額は 毎期費用処理される(BAC[1998a], 三・2(4))	・同左 (ASBJ [2016], 24 項)。 ・費用処理されていない部分は その他の包括利益に計上され, それ以降の期間に純損益に振り 替えられる (ASBJ [2016], 15 項)	・全額はその他の包括利益 として認識される (IASB [2020c], para.57) ・その後の期間において 純損益に振り替えること は認められない (IASB [2020c], para.122)。		
過去勤務 費用に係 る費用処 理	・原則として,平均残存勤務期間 以内の一定の年数で按分した額は 毎期費用処理される(BAC[1998a], 三・2(4))	・同左 (ASBJ [2016], 25 項)。 ・費用処理されていない部分は その他の包括利益に計上され, それ以降の期間に純損益に振り 替えられる (ASBJ [2016], 15 項)	・全額は純損益として即時 認識される(IASB[2020c], para.103)		

出所: BAC [1998a, 1998b], JICPA [2009], ASBJ [2015, 2016], およびIASB [2020c] に基づいて, 筆者作成。

- 注 1:1998 年基準公表後,数回にわたって部分的な改正が行われた(2005 年,2007 年,および2008 年改正)。 2012 年基準は2016 年に一部改正された。IAS 第 19 号は公表後,部分的な改正(2013 年と2018 年 改正)が行われた。表 1 では、改正後の基準に基づいて、比較を行うことにした。
- 注 2:1998 年基準では、退職給付に係る負債(または資産)の計上額には、当期に発生した数理計算上の差 異および過去勤務費用のうち費用処理されていない部分(いわゆる、未認識数理計算上の差異および未 認識過去勤務費用)が控除されることとされていた(BAC [1998a], 二・1)。2012 年基準では、退職

給付に係る負債(または資産)の計上額には、(1998年基準で控除されていた)費用処理されていない (その他の包括利益として認識される)部分も含まれることとされている (ASBJ [2016] 13 項、55 項)。

- 注 3: 期末の割引率により計算した退職給付債務は、前期末の割引率を用いて算定する退職給付債務より 10% 以上の変動がない場合には、割引率を変更しないことが認められている (JICPA [2009], 18項; ASBJ [2015], 30項)。期待運用収益率については、当期純損益に重要な影響がない限り、見直す必要がない (JICPA [2009], 19項; ASBJ [2015], 31項)。昇給率や退職率等の基礎率の変更にあたっても重要性基準が適用されている (JICPA [2009], 20項; ASBJ [2015], 32項)。
- 注4: 改正前 IAS 第19 号では、退職給付債務の10%と年金資産の公正価値の10%のいずれか高い金額の範囲内にある未認識の数理計算上の差異を認識せず、という回廊アプローチが採用されていた(IASB [2010], paras.92-93)。回廊アプローチと重要性基準は両方とも、基礎率の変動が財務諸表に与える影響を緩和するための平準化措置であると思われる(ASBJ [2008], 13項; FASB [2010], para.187)。
- 注 5:1998 年基準では、割引率の決定について、一定期間の債券の利回りの変動を配慮することが要求されていたが、2008 年の改正では、この要件が削除され、期末における利回りを基礎とする考え方が強調された(ASBJ [2008]、2 項)。

3. 退職給付会計における会計観の 変遷

前述した日本基準の一連の変遷の背後には、 歴史的原価会計から公正価値会計への会計観 の転換がある。具体的には、まず、会計の主眼 は、企業の成果である収益および収益に対応さ せる費用の認識・測定から、資産・負債の認識・ 測定に移ってきた (Nissim and Penman [2008], pp.12-17 (訳書 [2012], 27-35 頁))。次に, 利益概念については、収益(顧客との取引から 得た価値)とそれに対応づけられた費用(収益 を獲得するために喪失した価値) との差額とし て計算される純損益を重視するフロー志向的 利益から、(株主との取引によるものを除く) 期末純資産価値と期首純資産価値との差額と して算出される包括利益を重視するストック 志向的利益に移行しつつある (Nissim and Penman [2008], pp.12-17 (訳書 [2012], 27-35頁);角ヶ谷「2009」,2-3頁)。そして、 資産・負債の測定には、歴史的原価に代えて、 期末における市場ベースの情報を取り込む測 定値が広範に適用されるようになった(PAAinE [2008], p.107; Nissim and Penman [2008], pp.12-17 (訳書 [2012], 27-35 頁); 角ヶ谷 [2009], 249-260頁)。最後に、歴史的原価会

計では、価格変動の影響を遅延認識することによって、財務諸表上に不確実性やリスクを意図的に抑えようとするが、公正価値会計では、それらを積極的に財務諸表に認識させようとする (FASB [1985]、para.150;角ヶ谷 [2009]、259頁)。

退職給付会計における上述した会計観の転換は日本基準だけではなく、米国基準 (SFAS 第 87 号と SFAS 第 158 号) (17)と IFRS (IAS 第 19 号) においても見受けられる。例えば、退職給付制度から生じた利得と損失 (数理計算上の差異) については、3 つの会計基準では、いずれも遅延認識から即時認識への改正が行われた。

現行の3つの基準間に共通点があるが、日本 基準と米国基準では、IAS第19号と異なる会 計観に基礎を置いているといえる。具体的に は、日本基準と米国基準では、公正価値会計と より整合的な会計処理が取り入れられたが、歴 史的原価会計思考も維持されている。とりわ け、公正価値会計と整合的なストック志向的利 益である包括利益の報告が求められているが、 その他の包括利益に計上された利得・損失を純 損益へのリサイクリング(配分)を通じて、歴 史的原価会計と整合的なフロー志向的利益で ある純損益の報告も重要視されている点から, 歴史的原価会計と公正価値会計との二項対立 的な会計観の調和を図る二元観が取られてい ると解することができる(角ヶ谷 [2009], pp.185-186)。本研究では,このような調和を 図る会計モデルを修正歴史的原価会計と称す る。

一方, IAS 第 19 号は公正価値会計に基礎を置いていると捉えることができる。IAS 第 19 号では, 利得と損失を即時にその他の包括利益に計上することが求められ, その後の会計期間に純損益へのリサイクリングは禁じられている。ノンリサイクリング処理は包括利益だけを業績指標とする一元観を拠り処としている(角

ヶ谷 [2009], pp.185·186)。このように, IAS 第 19 号では, 利益を資産・負債の価値変動として捉える考え方が強調されるゆえ, 日本基準と米国基準で要請または容認される遅延認識や平準化処理(例えば, 重要性基準, 回廊アプローチ, リサイクリング処理, 期待収益率)は禁じられている。

表2は、退職給付会計につき、歴史的原価会計(遅延認識アプローチ)、修正歴史的原価会計(資産・負債即時認識/純損益遅延認識アプローチ)および公正価値会計(資産・負債即時認識/包括利益即時認識アプローチ)に基礎を置く会計基準(日本基準、米国基準(18)、およびIFRS)を比較して示したものである。

表 2 日本基準、米国基準、および IFRS における退職給付会計の比較

歴史的原価会計 --遅延認識アプローチ-- 修正歴史的原価会計 一資産・負債即時認識/純損益遅延 認識アプローチ— 公正価値会計 一資産・負債即時認 識/包括利益即時認 識アプローチー

	―遅延認識アプローチ―	認識アプローチ—	職/包括利益即時認 識アプローチ—
貸借対照	照表		
過去勤	遅延認識	即時認識	
	・「退職給付に係る会計基準」(BAC	・「退職給付に関する会計基準」	
	[1998a], $\Xi \cdot 2$ (4))	(ASBJ [2016],15 項)	
	・SFAS 第 87 号(FASB [1985],	・SFAS 第 87 号(FASB [2010],	
	paras.24-25)	paras.24-25) / SFAS 第 158 号	
務費用		(FASB [2006], para.4(c))	
	•IAS第19号(IASB[2010], para.54,		即時認識
	para.96)		・IAS 第 19 号 (IASB
			[2020c], para.57(c),
			para.103)
	遅延認識	即時認識	
	・「退職給付に係る会計基準」(BAC	・「退職給付に関する会計基準」	
		(ASBJ [2016], 15 項, 注 8) (重	
	注 10)(重要性基準)	要性基準)	
数理計			
算上の	para.32)(回廊アプローチ)	para.32)/SFAS 第 158 号(FASB	
差異		[2006], para.4(c)) (回廊アプロ	
		<u>ーチ)</u>	
	· IAS 第 19 号 (IASB [2010],		即時認識
	para.54, paras.92-93) (回廊アプロ		·IAS 第 19 号 (IASB
	ーチ)		[2020c], para.57)

年金資産に係る収益	期待収益率を用いて計算 ・「退職給付に係る会計基準」(BAC	期待収益率を用いて計算 ・「退職給付に関する会計基準」 (ASBJ [2016], 23項) ・SFAS 第 87 号 (FASB [2010], para.45)	割引率を用いて計算 ・IAS 第 19 号 (IASB			
過去勤 務保 に 費用 理	遅延認識 ・「退職給付に係る会計基準」(BAC [1998a], 三・2 (4)) ・SFAS 第 87 号 (FASB [1985], paras.24-25) ・IAS 第 19 号 (IASB [2010], para.54, para.96)	遅延認識 ^注 ・「退職給付に関する会計基準」 (ASBJ [2016] 15項) ・SFAS 第 87 号 (FASB [2010], paras.24-25) / SFAS 第 158 号 (FASB [2006], para.4(c))	[2020c], para.125) 即時認識 ·IAS 第 19 号 (IASB			
数理計 算上の 差異る 用処理	遅延認識 ・「退職給付に係る会計基準」(BAC [1998a], 三・2 (4)) ・SFAS 第 87 号 (FASB [1985], para.32) ・IAS 第 19 号 (IASB [2010],	(ASBJ[2016],15 項)	[2020c], para.57(c), para.103) 認識せず ・IAS 第 19 号 (IASB			
包括利益	para.54, para.93) 注計算書	即時認識/リサイクリング	[2020c], para.57 (d), para.122)			
過去勤 務費用		 ・「退職給付に関する会計基準」 (ASBJ [2016], 15項) ・SFAS 第 87 号 (FASB [2010], para.25) / SFAS 第 158 号 (FASB [2006], para.4(c)) 				
数理計 算上の 差異		即時認識/リサイクリング ・「退職給付に関する会計基準」 (ASBJ [2016], 15 項, 注 8) (重要性基準) ・SFAS 第 87 号 (FASB [2010], para.29, para.32) / SFAS 第 158 号 (FASB [2006], para.4(c)) (回廊アプローチ)	即時認識/ノンリサ イクリング ・IAS 第 19 号 (IASB [2020c], para.57 (d), para.122)			

出所:角ヶ谷 [2009, 177頁] による表を一部修正。

注:退職従業員に係る過去勤務費用は、発生時に全額費用として処理することが認められている(ASBJ [2016], 注 10)。

Ⅲ 公正価値会計の厳格な適用に 関する五原則

上述したように、日本基準と米国基準はより 歴史的原価会計に重きを置いており、IAS 第 19 号はより公正価値会計を重視している。歴 史的原価会計重視の退職給付会計は、雇用主 (退職給付を支払う約束)と従業員(当期報酬 を放棄することまたは増分の労働を提供する こと)との間の交換に焦点を当てて,費用発生 の原因またはその効果である収益の期間帰属 に応じて費用を認識することに主眼を置いて いる (Napier [1983], pp.34-35; Napier [2009]; ASBJ [2016], 53項)。それと対照的に, 公正 価値会計重視の退職給付会計は, 年金資産と退 職給付債務の測定日現在の公正価値、および (企業内外の要因による)公正価値の変動を認 識・測定することに焦点を置いているといえ る。はたして、公正価値会計は退職給付取引に とって最善の解決策であるのかを解明するた めに、Nissim and Penman [2008] (訳書 [2012]) が提唱した五原則に照らして, その適切性を考 察する。

Nissim and Penman [2008] (訳書 [2012]) は、どのような場合に、公正価値会計を適用すれば、歴史的原価会計に比べて、より株主向けの報告目的―バリュエーション目的とスチュワードシップ目的―を満たすことができるのかを判断する基準として、5つの原則を提示している。厳格に(完全な形で)公正価値会計を適用するためには、下記5つの原則を満たす必要がある。

1 つ目は一対一の原則である。「株主の富が市場価格に対するエクスポージャーに基づいて決定される場合」(Nissim and Penman [2008], p.23 (訳書 [2012], 46 頁)) のみに、資産・負債の公正価値(例えば、活発な市場で

取得される出口市場価格)は、株主にとっての価値(株主に帰属する期待キャッシュ・フローの現在価値)に等しい。一対一の原則に沿えば、企業が営利事業を通じて、異なる市場間の裁定取引(19)を行うことによって、付加価値を創出する場合には、公正価値会計は、その事業モデルとは相容れないものである。なぜならば、株主にとっての資産・負債の価値は、事業遂行によって市場価格に付加した価値に基づいて決定されており、市場価格(公正価値)とは等しくないためである(Nissim and Penman [2008]、pp.24-26(訳書 [2012]、49-51 頁))。

2つ目は資産・負債対応の原則である。事業 計画に従って1つの価値創造(事業)グループ とされる諸資産の公正価値と諸負債の公正価 値は、対応関係が成立する場合にのみ、公正価 値は株主にとっての当該事業グループの価値 を報告している。対応関係が成立するのに、2 つの条件を満たす必要がある。まず、1つの事 業グループにある諸資産・諸負債のすべてに対 して,公正価値で測定する必要がある。それに 伴い,経済事象などが引き起こした公正価値の 変動(利得・損失を含む)のすべてを財務諸表 上に認識しなければならないことである。次 に、市場価格と連動して価値が決定づけられる 諸資産(諸負債)は、付加価値創造に寄与する 諸負債(諸資産)に対応させることができない ことである (Nissim and Penman [2008], pp.28-30 (訳書 [2012], 56-58 頁))。

3つ目は情報保存の原則である。歴史的原価会計が提供した情報に基づいて市場価格が形成されている場合には、公正価値会計を適用すれば、財務諸表の情報価値は低下することになる(Nissim and Penman [2008]、pp.32-33(訳書 [2012]、62-64 頁))。なぜならば、歴史的原価会計で測定される当期純損益は将来の損益を予測するためのベースとなり、その予

測を基礎にてエクイティ・バリュエーションは 行われているためである (Nissim and Penman [2008], pp.14·16 (訳書 [2012], 32·34 頁))。

4つ目は無裁定見積りの原則である。評価モデルに基づいた公正価値の測定が認められるためには、3つの制約を満たす必要がある。それらの制約とは、(1)公正価値を測定するための見積額は活発な類似市場で観察される価格やインプットに基づくもの(例えば、レベル2)であること;(2)2つの市場間の裁定取引を行うことができないこと;(3)見積額に企業のビジネスより付加される価値は包含されていないことである(Nissim and Penman [2008]、p.37(訳書 [2012]、70-71頁))。

5つ目は正しい調整の原則である。厳格に公正価値会計を適用するためには、当初認識時に公正価値を測定した以降、市場での取引価格と照合して会計上の数値の調整を追加報告しなければならない。評価モデルによる公正価値の測定(レベル2・レベル3)に主観的なインプットが含まれるため、一般に、誤差やバイアスが混在されている。実際の取引と照らし合わせて調整することは、公正価値の見積りに規律を課すことができる(Nissim and Penman [2008]、p.40(訳書 [2012]、76 頁))。かかる調整によって、公正価値の変動による未実現利得・損失が平均して、実際の取引による実現利得・損失に等しくなることは確保される(Nissim and Penman [2008]、p.40(訳書 [2012]、76 頁))。

最初の3つの原則は、資産・負債の市場価格が入手できる(すなわち、公正価値の測定に見積りが不要であり、その測定値が客観的なデータに裏付けられる)場合(レベル1の公正価値測定)が想定されているのに対して、最後の2つの原則は、公正価値の測定に見積り(主観的な評価)を要する場合(レベル2とレベル3の公正価値測定)が想定されている(Nissim and

Penman [2008], p.ii, p.21 (訳書 [2012], 3 頁, 43-44 頁))。

5つの原則のすべてが満たされる(完全な形で公正価値会計が実施される)場合には、株主向けの情報開示において、公正価値会計は歴史的原価会計に優越している。それは、貸借対照表は、株主価値と等しい純資産を報告し、バリュエーション目的を満たしており、損益計算書(包括利益計算書)における利益(価値変動額)は、価値および価値の予測に情報を提供しないが、ボラティリティの当期実現額を示し、リスクに関する情報を提供しているためである(Nissim and Penman [2008]、pp.13-14(訳書 [2012]、29-30 頁))。5つの原則のいずれかが満たされない場合には、公正価値会計は不完全な形で適用されるしかできない(20)。

IV 退職給付会計における公正価値会計に対する考察

以下,退職給付会計における公正価値会計は、5つの原則をどの程度満たすのかを分析する。5つの原則のすべてが満たされれば,退職給付取引に対して完全な形で公正価値会計を実施することができ,公正価値会計は株主向けの報告目的—バリュエーション目的とスチュワードシップ目的—を十分に満たすことができる。この場合には,歴史的原価会計は機能を果たす余地がない。一方、5つの原則のすべてまたは一部が満たされなければ,不完全な形で公正価値会計を実施するしかできない。この場合には,歴史的原価会計とより整合的な会計処理は必要な機能を果たす可能性がある。

1. 一対一の原則

現行の会計基準では、退職給付債務は、労働 サービスの対価として支払われる賃金の後払 いと捉えられ、基本的に労働サービスの提供に伴って発生することとされている(Napier [2009]; FASB [2010], para.79; ASBJ [2016], 53項; IASB [2020c], para.BC65)。 退職給付は、事業活動を遂行するために、労働市場で生産要素(インプット)を購入する際の代償の一部であり、購入後、労働と他の生産要素を結合させて、付加価値(アウトプット)を創出するためのものと捉えられる。かかる場合には、株主にとっての退職給付債務の価値は、市場価格(または現在価値)ではなく、企業がいかに退職給付制度を利用して、関連するコストを上回る価値を効率的に生み出すのかによって決定される。

よって、退職給付に関しては、資産・負債の価値変動に関する情報よりも、インプット市場とアウトプット市場間の裁定取引によって、如何に価値が増加したのかを報告する情報(歴史的原価会計に基づく情報⁽²¹⁾⁾は、バリュエーション目的とスチュワードシップ目的を満たすだろう。かかる分析を踏まえ、退職給付会計では、一対一の原則は満されていないといえる。

五原則の中、一対一の原則が最上位に位置づけられており、この原則が満たされなければ、他の 4 つの原則のすべてが満たされるとしても公正価値会計の適切性を確保することができない(Nissim and Penman [2008]、p.iii(訳書 [2012]、7 頁))。退職給付取引は事業活動に関連すると思われているが、数理計算上の差異には異なる性質を持つかつ分離できない構成要素一労働対価に関連する要素(例えば、昇給率に関する予測と実際の乖離や見積りの変更)と財務活動に関連する要素(例えば、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異)一が混在している(FASB [2010]、para.93)。IASBは、退職給付費用と数理計算上の差異が予測価値を異にするため、前者から

後者を除外したほうが、継続的な営業活動のコストをより的確に報告することができると考えている(IASB [2020c]、para.BC73)。労働対価に関連する性質を軽視し、財務活動に関連する性質だけを重視すれば、数理計算上の差異は価値創造活動から逸脱し、一対一の原則が満たされ、公正価値会計の適用対象となる可能性がある(22)。この場合には、他の4つの原則はどの程度満たされているのかを考察する必要がある。

ただし、以下、他の4つの原則に関する分析では、財務活動に関連する性質だけではなく、 労働対価に関連する性質も軽視できないという考え方を前提に議論を展開していく。

2. 資産・負債対応の原則

IAS 第 19 号では、退職給付債務に対して、 「現在および将来の経済状況に関する最新の 情報に基づく現在価値測定 (測定日における債 務の経済的負担の額を反映した測定)」(PAAinE [2008], p.107) が求められている。IAS 第 19 号では、歴史的原価会計とより整合的な会 計処理(過去情報の利用や平準化など)を実質 的に排除するような定めは多く取り入れられ ている。例えば、割引率の決定にあたって、過 去の実績に基づく長期平均利率(23)の使用、また 年金資産に対して,一定期間の公正価値の変動 を反映した市場関連価値での測定(24)は認めら れていない(IASB[2020c], paras.BC135-136, para.BC193)。加えて、価値変動の影響を財務 諸表に遅延認識する機能を有する重要性基準 (または回廊アプローチ) は禁じられている (IASB [2020c], para.BC70)

過去の情報の利用や遅延認識などを排除することによって,決算日における債務の経済的 負担の額をより適切に反映させれば,決算日現 在の公正価値で測定される年金資産とより完 全に対応させることができるかもしれない⁽²⁵⁾。 しかしながら、資産・負債対応の原則に照らし て分析すれば、IAS 第 19 号では、年金資産と 退職給付債務との対応は不完全な形にとどま っているといえる。主な理由は以下のように説 明される。

期末における基礎率の変更 (例えば、給付水 準の向上, 昇給率の上昇, および中途退職率の 低下など) によって退職給付債務を再測定すれ ば(例えば、債務増加を認識すれば)、その変 更の原因となる諸資産の公正価値の変動 (例え ば、収益性の向上による無形資産の増加)も認 識しなければならない。かかる諸資産(しばし ばは無形資産)の変動を認識しない限り,資産 と負債との対応は不完全になっている。また, 退職給付債務から生じた損失(または利得)だ けを利益として認識し、無形資産の増加(減少) による利得(損失)を認識しなければ、損益計 算書(または包括利益計算書)上の対応も不完 全となっている。このような場合には、利益の 過小(過大)評価,および過度のボラティリテ ィは生じかねない。

このように、退職給付債務は、付加価値創造に関連し、無形資産と連動する部分が組み込まれているため、市場価格に基づいて価値が決められる年金資産(IASB[2020c]、para.BC191)と直接に対応させることができない。かかるミスマッチに対しては、重要性基準、期待収益率、およびリサイクリングなど、歴史的原価会計に基づく処理は、財務諸表に過度のボラティリティを計上することを緩和させる機能を果たす可能性が秘められている。

3. 情報保存の原則

本節では、数理計算上の差異のリサイクリング処理に焦点を当てて、情報保存の原則はどの程度満たされるのかを考察する。日本基準と

IAS 第 19 号との最も根本的な違いは、数理計算上の差異が包括利益だけに計上されるのか、あるいはリサイクリング処理を通じて、純損益に組み入れられるのかという利益観の相違にあると考えている。

年金財政上,給付水準の向上,基礎率の変更, および予測基礎率と実績との乖離に起因する 過去勤務債務(会計上の過去勤務費用と数理計 算上の差異の合計に相当する)について,一定 の期間で償却し,特別掛金を拠出することによ って,積立不足を解消することになる(今福 [2000],19-23頁)。(年金財政とより整合的 な)リサイクリング処理によって計算される純 損益には,退職給付に係る実際のキャッシュ・ フローに関する情報がより反映される。このよ うに,将来キャッシュ・フローの可能性の高い 金額および時期に関する情報を提供するにあ たっては,純損益は包括利益よりも適切な指標 であるといえる⁽²⁶⁾。

数理計算上の差異は, 仮定の変更および実績 修正による退職給付に係る負債(または資産) の増減である (ASBJ [2016], 11 項)。それに は、経営者が(部分的に)コントロールできる 要因(例えば、中途退職率や昇給率)から生じ たものがあれば、外部事象(例えば、インフレ 率や金利の変化)に起因するものもある。経営 者は内部要因だけではなく, 外部要因も考慮に 入れて,経済的資源を管理すべきという見地に 立てば、内外要因による影響のすべてが反映さ れた利益こそは,経済的資源利用の効率性を総 合的に表す業績指標であろう。リサイクリング 処理が禁じられる場合には、退職給付に係るコ ストの一部が永久的に純損益から除外される ため, 純損益は総合的な業績指標としての有用 性が低下しかねない。一方、包括利益は、(後 述のように)資産・負債の見積誤差から生じた ボラティリティが包含されているため、総合的

な業績指標に適するものではない⁽²⁷⁾。よって, 有用性のある業績指標を報告するためには,リ サイクリング処理によって数理計算上の差異 を純損益に取り込む必要があるだろう。

Hann et al. [2007] では、数理計算上の差異などの未実現損益を含む利益は、償却を通じて公正価値の変動を残存勤務期間にわたって計上する際の利益に比べて、価値関連性は低下することが示されている。その主な理由は、恒久的な利益に一時的な未実現損益が混在しているためだと説明されている。

IFRS では、「報告企業の価値を示すようには 設計されていないが、(中略)報告企業の価値 を見積るのに役立つ情報を提供する」(IASB [2020a], para.1.7) ことを 1 つの目的とされ ている⁽²⁸⁾。また、企業価値評価にあたって、1 つのインプットとしての株主の期待リターン は、「企業への将来の正味キャッシュ・インフ ローの金額、時期および不確実性(見通し)に 関する彼らの評価および企業の経済的資源に 対する経営者の受託責任(スチュワードシッ プ) に関する彼らの評価に依存する」(IASB [2020a], para.1.3)。上述したように、(リサ イクリング処理後)の純損益は、キャッシュ・ フローの可能性の高い金額および時期に関す る情報、またインプット市場とアウトプット市 場間の裁定取引の成果(経営者のスチュワード シップ) に関する情報を提供できるため、将来 損益と期待リターンの予測に資することがで きるだろう。よって,退職給付会計に関しては, 包括利益を重視する(リサイクリング処理を行 わず)公正価値会計は、企業価値評価に必要な 情報を損なう可能性がある。

4. 無裁定見積りの原則

上記3つの原則では、測定問題は度外視されている。厳格な公正価値会計を適用するため

に,評価技法で公正価値を測定する場合には,後述する無裁定見積りの原則と正しい調整の原則を満たす必要がある。本節では,退職給付債務の測定はどの程度無裁定見積りの原則を満たすのかを考察する。

厳格に公正価値会計を適用する場合には、資産・負債を継続的に測定日現在の出口価格で評価替えされる⁽²⁹⁾。活発な市場で出口価格が取得できない場合に、評価技法を用いて公正価値を見積る必要がある⁽³⁰⁾。無裁定見積りの原則は、見積られる公正価値を(仮想的)出口価格に十分接近させるようにするための原則であると解釈することができる。

現状では,退職給付債務については,移転市 場が存在しているが、まだ初期段階にあるた め、活発な市場での相場価格は取得できない。 ゆえに, 退職給付債務は評価技法で見積らざる を得ないことになっている(PAAinE [2008], p.112)。現行の会計基準では、退職給付債務は、 期末における将来のキャッシュ・フローの期待 値(最善の見積り)を割り引いた現在価値で測 定することが定められている(IASB [2020c], para.55, para.76) (31)。かかる評価モデルには, 市場で入手可能な情報(例えば、割引率)があ れば、企業特有の見積り(32)もある。例えば、数 理計算の基礎となる早期退職率と予想昇給率 は原則として, 個別企業ごとに算定されなけれ ばならない (ASBJ [2015], 26 項, 28 項)。 また,特定の基礎率(例えば,死亡率)につい ては, 市場ベースの指標よりも, 企業のほうが より的確な情報を持つ可能性がある(PAAinE 「2008」, p.120)。これらのインプットは、活 発な類似市場で観察可能なものではなく,特定 の企業の労働契約, 労働環境, 経営状況, およ び給与水準などに関連するものである。よっ て, 退職給付債務の現在価値は企業固有の測定 値であると思われる(PAAinE[2008], p.124)。

加えて, 現行の会計基準に従って見積られる 退職給付債務は一般に, 市場でその債務を移転 する際の価格よりも低い (PAAinE [2008], p.116)。よって、債務の測定にはシステマティ ック・バイアスが混在する(出口価格に比べて 継続的に過小評価される)可能性がある。シス テマティック・バイアスが生じる理由として は、企業より厳格な規制を受けている保険会社 (債務の譲受人)の信用リスクは企業よりも低 い(よって負債の価値が高くなる)こと,債務 の譲受人は死亡率等について企業よりも保守 的な見積りを行う(よって負債の見積額が増加 する) 傾向にあること, 債務の譲受人が設定す る価格にはリスク・プレミアム,管理費,およ び利益が織り込まれる可能性があることが挙 げられる (PAAinE [2008], pp.116-117)。

このように、退職給付債務の移転市場が未成熟であること、退職給付債務の見積りに企業固有の要素が多く織り込まれていること、また債務の移転市場での価格付けにあたって配慮される要素の一部(例えば、信用リスク、管理費、リスク・プレミアム)が評価モデルに含まれていないことから、退職給付債務の見積額は、必ずしも(仮想的)出口価格の厳格な代替的測定値であるわけではない。よって、無裁定見積りの原則は満たされていないといえる。

5. 正しい調整の原則

上述したように、退職給付債務の見積りに、バイアスは常々混在している。厳格に公正価値会計を実施する場合には、見積公正価値を市場での取引価格と照合して調整し、その調整を財務諸表に認識する必要がある(Nissim and Penman [2008], p.40 (訳書 [2012], 76 頁))。

主に以下の2つの理由によって,退職給付債務に対する正しい調整は難しい。まず,上述したように,市場での取引価格(債務の移転価格)

が得られず、その価格に照合して調整することができない。次に、退職給付債務の決済までの期間が長く、期首の見積額に対し、(制度縮小・清算を行わない限り)期中の取引によって決済されるのはごく一部(例えば、実際の支給)である。この2つの理由で、期首の見積公正価値に対する調整は、(実際の取引ではなく)期末の見積額と照合して行うだけにとどまっている。

正しい調整ができない結果, 退職給付制度か ら生じた利得・損失の財務諸表上の即時認識 は、財政状態の変動を忠実に表現できない可能 性があり, さらに, 財務諸表上に過度のボラテ ィリティを生じさせかねない。例えば、SFAS 第87号では、「年金負債の場合、ボラティリテ ィは必ずしも債務の状態(反映させる事象)の 変化を完全にかつ忠実に表現するとは限らな い。このボラティリティはまた、毎期測定に際 して見込まれる将来事象を正確に予測するこ との不可避の不能性を反映している可能性も ある。すなわち、年金負債の毎期の測定値に生 じる変動(したがって制度の積立状態)は、部 分的には, ある期間における(あるいは複数の 期間にわたって)給与水準,従業員の勤務期間, 死亡率, 退職年齢, およびその他の関連事象を 正確に予測することの不能性から生じるもの である。その結果,実績はしばしば見積りと大 きく異なり、そして、この乖離は見積りの変更 の原因となる。見積りの見直しによる影響を発 生年度に全額認識すれば、報告額にボラティリ ティを生じさせ、その報告額は制度の積立状態 の当該年度における実際の変動を反映できな い可能性がある」(FASB [2010], para.175) との指摘がある。

一方, 歴史的原価会計とより整合的な重要性 基準(または回廊アプローチ)は, 短期的なボ ラティリティを財務諸表に取り込むことを抑 制する機能を有する。この機能については、財務会計基準審議会(FASB)は、「本審議会が、(中略)「回廊」アプローチに惹かれた理由の一つは、当該アプローチは、純期間年金費用に影響を及ぼさずに、利得と損失が相殺し合う合理的な機会を与えるからである」(FASB [2010]、para.187)と述べている。

かかる分析によって、退職給付会計では、5 つの原則のいずれも満たされておらず、不完全 な形で公正価値会計が適用されていることが 明らかになった。さらに、歴史的原価会計とよ り整合的な会計処理(重要性基準やリサイクリ ング処理)は、過度のボラティリティを財務諸 表に計上することを抑制し、またバリュエーション目的とスチュワードシップ目的に有用で ある純損益の計算に不可欠であるため、重要な 機能を果たしていることが明らかになった。

V おわりに

本研究では、「金融ビッグバン」および IFRS とのコンバージェンスに応じて行われた日本 の退職給付会計の主な規制変更, および基礎に ある考え方の変容を明らかにした。1998年基 準では、発生主義による認識の徹底や割引現在 価値思考の全面適用が行われ、従前の税法基準 の実務と比べて, 退職給付会計は大きな変容を 遂げてきた。とはいえ,費用配分,平準化,お よび費用収益対応など, 伝統的会計(歴史的原 価会計) 諸概念を強調する点から、従前の実務 の延長線上に位置づけられると思われる。2012 年基準では,確定給付制度から生じた利得・損 失(数理計算上の差異)を貸借対照表上と包括 利益計算書上に即時認識することが求められ ることから,公正価値会計の考え方が取り入れ られたと思われる。

2012年基準の公表によって,日本基準とIAS

第19号との差異が大幅に縮小したが、両会計基準の基礎にある考え方にはまだ相違が残っている。具体的には、2012年基準は歴史的原価会計と公正価値会計との二項対立的な会計観の調和を図る会計モデルを基底に据えているのに対して、IAS第19号は公正価値会計に基礎を置いている。IAS第19号では、利益を資産・負債の価値変動として捉える考え方が強調されるゆえ、日本基準で要請または容認される(より歴史的原価会計と整合的な)遅延認識と平準化処理(例えば、重要性基準、リサイクリング処理、期待収益率)は禁じられている。

退職給付会計(とりわけ, IAS 第 19 号)は 公正価値会計へ傾斜しつつあるが、それが退職 給付取引にとって最善の解決策であることは 自明ではない。そこで、Nissim and Penman [2008](訳書[2012])が提唱した五原則に 照らして、退職給付会計における公正価値会計 の適切性を考察した。かかる分析の結果は、一 対一の原則、資産・負債対応の原則、情報保存 の原則、無裁定見積りの原則、および正しい調 整の原則のいずれも満たされていないことを 示している。よって、現行の会計基準では、公 正価値会計は不完全な形で適用されているこ とが明らかになった。

公正価値会計が不完全な形で適用される場合には、企業価値評価に必要な純損益に関する情報が損なわれ、また財務諸表に過度のボラティリティが計上されるなどの問題は生じうる。そこで、歴史的原価会計とより整合的な会計処理は、改善策を提供する可能性がある。例えば、重要性基準(または回廊アプローチ)は、短期的なボラティリティを財務諸表に取り込むことを抑制する機能を有する。また、リサイクリング処理は、退職給付に係るコストのすべてが反映され、かつ短期的な変動の影響を受けない持続的な純損益を計算することには不可欠で

ある。この純損益は将来損益と期待リターンの 予測に資するものと思われる。

かかる分析の結果を踏まえ、歴史的原価会計を軽視し、公正価値会計一辺倒の会計基準を疑わずに受け入れることに慎重な姿勢を取る必要があると指摘したい。とりわけ、退職給付(数理計算上の差異)のように事業活動と財務活動の双方に関連する取引(項目)に対して、歴史的原価会計と公正価値会計の調和を図る二元観のほうが、後者だけを重視する一元観よりも株主向けの報告目的を果たす可能性がある。

注

- (1) 本研究では、国際会計基準 (IAS) と国際財務 報告基準 (IFRS) を IFRS と総称する。
- (2)「退職給付に係る会計基準」では明示されていなかったが、「退職時に見込まれる退職給付の総額」(BAC [1998a], 二・2(1))に基づく退職給付債務の算定が求められることから、予測給付債務概念が採用されていると解釈することができる。また、今福 [2000, 42 頁] を参照されたい。
- (3) 本研究では、Nissim and Penman [2008] の 定義に沿って、歴史的原価会計は、収益と費用 の差額である利益の認識・測定を第一義し、事業資産・事業負債を利益測定の残余物と捉える会計観、公正価値会計は資産・負債の認識・測定に主眼を置き、純資産の変動額(株主との取引によるものを除く)を(包括)利益と捉える会計観を指す(Nissim and Penman [2008]、pp.12-17(訳書 [2012]、27-35 頁))。2 つの会計観はそれぞれ、歴史的原価と公正価値という単一測定属性を最上位に置くわけではない。
- (4)「退職給付に関する会計基準」では、歴史的原 価会計と公正価値会計の双方の考え方が取り入 れられている。
- (5) 期末要支給額は期末に在職する従業員の全員が、同日付で自己都合による退職をすると仮定した場合に計算される退職金合計額とされる。また、1997年度までには、累積限度額が期末要支給額の40%とされていたが、1998年の法人税法の改正によって、累積限度額が1998年度から2002年度にわたって段階的に20%にまで引き下げられてきた(大和銀行[1998])。
- (6) 利得と損失は、「実績と予測との乖離および仮 定の変更から生じた予測給付債務と制度資産の

- 変動」(FASB [2010], para.29; ASC 第 715号, para.715·30·35·18)を指す。日本基準で定義される数理計算上の差異(ASBJ [2016], 11項)と同義である。
- (7) 財務会計基準審議会 (FASB) は,「価格変動の影響を遅延認識することは歴史的原価会計の固有の特性」(FASB [1985], para.150) であることを,数理計算上の差異の遅延認識を認める1つの理由として挙げている。
- (8) FASB は期待収益率については、「実際収益のうち、期待収益を上回るまたは下回る部分は、遅延認識されることになる。本審議会は、本基準書で定義されている資産の期待収益は、資産の実際収益よりも、(中略)変動が小さいと予想している」(FASB [2010]、para.179)と述べている。加えて、今福 [2000、101 頁] は、期待運用収益を用いて退職給付費用を計算する会計処理は、短期の(実際)運用収益による退職給付費用の変動を抑えるという平準化の考え方を拠り所としていると述べている。
- (9) 例えば、遅延認識は、積立不足であるときに 資産が認識され、また積立超過であるときに負 債が認識されるという問題を生じさせることが ある(IASB [2008], para.1.1)。
- (10) これは概ね、日本基準で定義される数理計算上の差異に相当するものである(ASBJ[2016], 11項; IASB [2020c], para.BC87)。
- (11) 確定給付制度の特徴や、将来キャッシュ・フローの金額・時期・不確実性に関する開示も改正されたが、本研究は認識・測定に焦点を当てているため、開示の改正を論外とする。
- (12) 前田 [2012] および ASBJ [2015, 2016] に基づいて主な改正をまとめることにした。
- (13) 実務上は平均残存勤務期間に近似した年数を 使用することが認められていた (JICPA [2009], 11項)。
- (14) 例えば、支払ごとの期間と金額を反映させた 単一の加重平均割引率や、支払期間に応じる複数の割引率の利用は認められている(ASBJ [2015],24項)。かかる改正は、IAS第19号 における考え方との整合性を図るためである (前田[2012])。
- (15) 山田 [2012] は「OCI (その他の包括利益) から当期純利益にリサイクリングしない IFRS の会計処理は当期純利益の概念を歪めることに なるため適切ではなく,(中略)リサイクリングを行う結果,退職給付関連のコストも適切に原 価計算に織り込むこと」(後藤ほか [2012],20 頁,括弧内は筆者加筆)ができると指摘している。
- (16) 費用配分の論理からみれば,勤務期間を配分の基礎とする期間定額基準の合理性を否定でき

ないと思われる (ASBJ [2016], 61 項)。

- (17) SFAS 第 158 号の公表によって SFAS 第 87 号の主な変更の1つは、退職給付制度から生じた利得と損失(数理計算上の差異)が発生した年度に負債(または資産)およびその他の包括利益として即時に認識されるようになったことである。
- (18) FASB は 2009 年 7 月 1 日に会計基準のコード化体系 (Accounting Standards Codification: ASC) を公表した。ASC は FASB が公表した既存の文書 (例えば、基準書、解釈指針、スタッフ見解)を体系化したものであり、権威ある米国基準として承認されており、2009 年 9 月 15 日以降に終了する期中財務報告書と年度財務報告書に適用されることになった。SFAS 第 87 号と SFAS 第 158 号の規定は ASC 第 715 号に組み込まれている。本研究では、SFAS 第 87 号で定められた会計処理の変更を示すために、従前の基準名を使用することにした。なお、表 2 で言及された条項は ASC 第 715 号において、若干修正があるが、ほぼ同様の内容が取り入れられている。
- (19) 例えば,原材料市場で原材料を購入し,製品を製造・販売する事業活動は,原材料市場と製品市場間の裁定取引であると考えられる。
- (20) ただし、この場合には、歴史的原価会計が必然的に公正価値会計より優れることを意味しない。原則違反の程度によって、不完全な公正価値会計が不完全な歴史的原価会計よりも適切なモデルであることがある(Nissim and Penman [2008]、p.21(訳書[2012]、43頁))。
- (21) 歴史的原価会計は、「企業が事業計画に従って財・用役のインプット市場とアウトプット市場の間の裁定を行うことで価値が付加される」(Nissim and Penman [2008], p.14(訳書[2012], 31 頁))活動の効率性に関する情報を提供する目的で設計される会計モデルである。
- (22) Nissim and Penman [2008, p.i] (訳書 [2012], 1 頁) は「非金融会社における公正価値会計の適用対象はおおむね財務活動に関連する諸資産・諸負債に限定される」と述べている。
- (23) IFRS では、過去の実績に基づく長期平均利率は取引に基づく取得原価アプローチとより整合的であると指摘されている(IASB [2020c], para.BC135)。
- (24) SFAS 第 87 号では、制度資産の一部である 株式投資について、5 年移動平均価値を用いて 測定することが認められている(FASB[2010], para.30)。ASC 第 715 号 (para.715-30-20) で は同様の規定がある。
- (25) IASB は、年金資産が公正価値で評価される

- 場合には、関連する退職給付債務は、期末現在における割引率による割引計算は、不適切なボラティリティを避けることができると主張している(IASB [2020c]、para.BC136)。ただし、後述するように、退職給付債務の価値変動に伴いうる無形資産の変動が無視される場合には、年金資産と退職給付債務との対応は不完全なものとなっている。このようなミスマッチによって、財務諸表に過度のボラティリティが生じる可能性がある。
- (26) 一方, 純損益に比べて, 包括利益は将来キャッシュ・フローの不確実性およびリスクに関する情報をより多く提供する可能性がある(IASB [2020c], para.BC88)。
- (27) ASBJ [2018, 18項] では、同旨の指摘がな されている。
- (28) 日本基準では、同旨の記述がある (ASBJ [2006, 16項] 参照)。
- (29) Nissim and Penman [2008, p.3] (訳書 [2012], 13頁) で示される公正価値会計の適 用例3である。
- (30) IASB は、観察可能でない(レベル3の)インプットを用いて公正価値を測定する目的は、「資産を保有している又は負債を負っている市場参加者の観点からの測定日現在の出口価格」を見積るためであることを強調している(IASB [2020b], para.87)。
- (31) 日本基準と米国基準では,同様な測定が定められている(ASBJ[2016],16項;FASB[2010],para.17;ASC第715号,para.715-30-20)。
- (32) IFRS 第 13 号では、企業固有のデータを用いて見積ることが認められているが、市場参加者の仮定を反映させるような調整が要求されている (IASB [2020b], para.89)。IAS 第 19 号では、割引率等の財務上の仮定については、測定日現在における市場の予測に基づいて決定すること(すなわち、市場と整合的な情報を利用すること)が求められているが(IASB [2020c], para.80)、死亡率等の人口統計上の仮定については、企業固有の情報を反映させる最善の見積りが求められている (IASB [2020c], para.81)。

参考文献

- Financial Accounting Standard Board (FASB) [1985], Statement of Financial Accounting Standards No. 87 Employers' Accounting for Pensions.
- Financial Accounting Standard Board (FASB) [2006], Statement of Financial Accounting Standards No. 158 Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement

- Plans: an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R).
- Financial Accounting Standard Board (FASB) [2010], Statement of Financial Accounting Standards No. 87 *Employers' Accounting for Pensions* (original pronouncements as amended).
- Hann, R. N., Heflin, F., and Subramanayam, K. R. [2007], "Fair-value pension accounting," *Journal of Accounting and Economics*, Volume 44, Issue 3, pp.328-358.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2008], Discussion Paper: Preliminary Views on Amendments to IAS 19 *Employee Benefits*.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2010], International Accounting Standard (IAS) 19 Employee Benefits.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2011], Project Summary and Feedback Statement: Amendments to IAS 19 Employee Benefits.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020a], Conceptual Framework for Financial Reporting.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020b], International Financial Reporting Standard (IFRS) 13 Fair Value Measurement.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020c], International Accounting Standard (IAS) 19 Employee Benefits.
- Napier, C. J. [1983], Accounting for the Cost of Pensions, London.
- Napier, C. J. [2009], "The logic of pension accounting," *Accounting and Business Research*, Vol.39, Issue 3, pp.231-249.
- Nissim, D., and Penman, S. [2008], "Principles for the Application of Fair Value Accounting," Columbia Business School, White Paper Number Two. 角ヶ谷典幸・赤城諭士訳 [2012] 『公正価値 会計のフレームワーク』中央経済社。
- Pro-Active Accounting Activities in Europe (PAAinE) [2008], Discussion Paper: The Financial Reporting of Pension.
- 今福愛志 [1998] 「わが国における労働報酬と企業

- 年金会計の問題点」伊藤邦雄・上村達男編著『金融ビッグバン会計と法―会計・商法・証券取引法・ 税制等の方向』中央経済社、110·123頁。
- 今福愛志 [2000] 『年金の会計学』 新世社。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2008] 「企業会計基準第 19 号「退職給付に係る会計基準」の一部改正 (その3)」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2015] 「企業会計基 準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準 の適用指針」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2016] 「企業会計基 準第 26 号 退職給付に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2018] 「企業会計基 準委員会による修正会計基準第2号 その他の包 括利益の会計処理」。
- 企業会計審議会 (BAC) [1998a] 「退職給付に係る 会計基準」。
- 企業会計審議会 (BAC) [1998b] 「退職給付に係る 会計基準注解」。
- 後藤潤・山田浩史・三輪登信・都正二・前田啓 [2012] 「座談会「退職給付に関する会計基準の見直し」 について」『季刊 会計基準』第37号,17-34頁。 大和銀行 [1998]「退職給与引当金制度の改正について」『企業年金ノート』第366号,1-8頁。
- 角ヶ谷典幸 [2005]「新会計基準と会計諸概念の変容-金融商品会計と退職給付会計を題材にして-」 『商学論集』第73巻第4号,71-92頁。
- 角ヶ谷典幸 [2009]『割引現在価値会計論』森山書 店
- 日本公認会計士協会(JICPA)[2009]「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」。
- 前田啓 [2012]「企業会計基準第 26 号「退職給付に 関する会計基準」及び同適用指針の解説」『季刊 会計基準』第 37 号, 35·45 頁。
 - (付記)本研究は、JSPS 科研費 20K13653 の 助成を受けたものです。